

○奨学金の貸与を受けることができる期間に関する施行細則

平成14年9月30日

達第1050号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)  
第10条及び日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)第10条第1項の規定に定めるほか、奨学金の貸与期間の取扱いについては、この施行細則の定めるところによる。

(再貸与者等の貸与期間)

第2条 過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第一種奨学金の貸与期間は、次の各号に掲げる学校の区分(それぞれの学校の専攻科及び別科(盲学校、聾学校及び養護学校の別科に限る。))は、それぞれ異なる学校区分とみなす。以下同じ。)において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間(月数で計算する。)と通算して、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間)に達するまでの期間とする。

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)
- (2) 高等専門学校
- (3) 短期大学
- (4) 大学
- (5) 大学院修士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む。)
- (6) 大学院博士課程(後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む。)
- (7) 専修学校高等課程
- (8) 専修学校専門課程

2 奨学規程第4条第2項の第一種奨学金の貸与は年1回とし、貸与の回数は修業年限の年数に相当する数までとする。

3 過去に第二種奨学金の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第二種奨学金の貸与期間は、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間)に達するまでの期間とする。

4 大学において海技従事者の免許を受けるための乗船実習を受ける者に係わる奨学金の貸与期間は、当該大学の修業年限に6月を加えたものとするができる。

(きぼう21プラン奨学金の貸与期間の延長)

第3条 業務実施規程第10条第2項に基づく貸与期間の延長は、奨学生が次の各号の一に該当したことにより卒業予定期が延期となる場合とする。

- (1) 留学
- (2) 病気療養
- (3) ボランティア活動

附 則

(施行期日)

この施行細則は、平成14年 9 月 30日から施行する。